

昨年度まで助成を受けた事業者で、パーティションの劣化や破損などによる取り替えも対象となります

区内飲食店の皆様へ（新型コロナウイルス感染症対策支援）

目黒区飲食店感染防止対策助成のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、店舗のパーティション設置や換気設備設置工事に取り組む飲食店の皆様に、その費用の一部を助成します。

申請期間

令和4年7月1日（金）～令和5年2月28日（火）（消印有効）

助成対象者

次の要件をすべて満たす区内飲食店

- ①引き続き、区内で事業を継続する意向があること。
- ②東京都及び業界団体が作成した感染症防止ガイドライン等に沿った感染防止対策を行うこと。
- ③中小企業者（法人又は個人）であること。
- ④大企業が実質的に経営に参画していないこと。
- ⑤【法人】法人事業税及び法人都民税を滞納していないこと。
【個人】個人事業税及び住民税を滞納していないこと。
- ⑥国・東京都等から同等の感染防止対策の取組費用の助成を受けていないこと。
- ⑦目黒区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者が経営に関与していないこと。
- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業等を営む事業者でないこと。
- ⑨その他、区長が助成金を交付することが適当でないとする事業者でないこと。

助成金対象費用等

① 対象工事等

- ・区内業者が施工する飛沫防止対策のためのパーティション設置工事費
- ・区内業者が施工する感染防止対策のための換気設備設置工事費
- ・区内業者が製造するパーティションの飛沫防止対策のための購入費

② 申請時に未着工で、令和5年3月31日までに工事完了すること。

助成金額

1 事業者上限50万円（助成率8/10）。ただし、区内業者製品を用いないパーティション設置工事の助成率は2/3とします。

申請及び 問合せ先

〒153-0063 目黒区目黒二丁目4番36号 目黒区民センター1階
目黒区産業経済部産業経済・消費生活課 中小企業振興係
電話 03-3711-1134（直通）

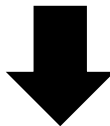
助成の手続と流れ

【申請時】

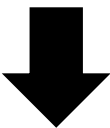
次の書類を提出してください。

| 法人 | 個人事業主 |
|--|--------------|
| ① 申請書 | |
| ② 店舗物件の全部事項証明書（不動産の登記簿謄本）、又は、不動産賃貸借契約書 | |
| ③ 工事（購入）見積書 | |
| ④ 工事（設置）予定箇所等の写真（撮影日付入り） | |
| ⑤ 履歴事項全部証明書 | ⑤ 住民票の写し |
| ⑥ 法人事業税納税証明書 | ⑥ 個人事業税納税証明書 |
| ⑦ 法人都民税納税証明書 | ⑦ 住民税の納税証明書 |
| ⑧ 区内製造事業者からのパーティションの仕入（購入）が確認できる書類（該当がある場合のみ）※インボイス、納品書等 | |
| ⑨ 同意書（店舗物件の所有者でない場合のみ） | |

「区内業者が製造するパーティションの飛沫防止対策のための購入費」は、②⑨は不要



審査結果通知後、工事開始



【工事完了】

令和5年3月31日までに次の書類を提出してください。

- ① 目黒区飲食店感染防止対策完了届
- ② 目黒区飲食店感染防止対策助成金請求書
- ③ 対象工事（購入）全額の領収書
- ④ 工事（設置）実施箇所の写真（撮影日付入り） 申請時に提出した写真と同じアングル・枚数

※①と②の用紙は審査結果通知書と一緒に郵送します。